

鹿児島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第4号

令和3年12月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて合算して得た数は、次のとおりである。

令和3年12月14日

鹿児島県後期高齢者医療広域連合  
選挙管理委員会委員長 馬場 竹彦



1 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項及び  
第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数  
26,794人

2 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第  
80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2  
項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た  
数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算  
して得た数  
267,463人